

経営改革プラン取組項目

項目	内 容	過去の主な取組実績 (平成18～23年度)	平成24年度取組計画		
			取組内容	実績	
① 事務事業の見直し	ア 事業の廃止を検討する事業 指定管理事業のうち、社会福祉協議会の設立目的を達成するために必要な事業を実施することとし、各事業も5年以内に内容について十分検討する。	1 老人活動事業[18年度まで]:市老連の自主運営化 2 宮里児童館受託運営事業:市での児童館事業廃止 3 サン・アビリティーズ川内及び屋内ゲートボール場のNPO法人への管理委託 4 ふくしのまち推進事業を地域福祉活動事業へ整理統合 5 総合福祉会館・公衆浴場廃止済 訪問給食事業・入来祁答院地区統合 心配ごと相談事業開設回数の調整縮小 総合福祉会館管理基金の取崩し 6 社協会費を300円に統一 7 総合福祉会館管理運営規程の使用料と減免規定の見直し 8 公用車任意保険の保険会社を統一し、切替時期も本・各支所ごとに統一 9 本・支所間のネットワーク及び財務会計システムオンライン化(20年1月稼動) 10 介護保険事業にかかるソフトの統一(20年2月統一) 11 東郷共同福祉施設の斧淵地区コミュニティ協議会へ指定管理先変更 12 総合福祉会館廃止済公衆浴場の改修工事(地域包括支援センター事務室へ) 13 児童クラブ館(水引児童クラブ・永利児童クラブ)平成23年度末で指定管理期間終了 平成24年度から地元運営に変更	上期	ウ 地域包括支援センター事業については、平成23年度に引き続き地域の関係者と連携を図りながら、よりよい運営、サービスができるよう努める。 エ 新規に実施する事業 日常生活圏域ごとの設置については、甌地域を平成25年度を目途にしているため、ワーキンググループ等を設置し、検討する。	
	イ 他の団体や民間へ移管する事業 指定管理事業のうち、社会福祉協議会の設立目的を達成するために必要な事業を実施することとし、各事業も5年以内に内容について十分検討する。				
	エ 新規に実施する事業 社会福祉法人として、社会福祉協議会の設立目的を達成するために必要な事業と判断するものについては、前向きに取り組む。			下期	・上期に引き続き取り組む。
② 組織体制の見直し	ア 役員構成、役員員数、市の派遣職員のあり方の見直し (ア) 平成24年度の役員改選に向け、理事16名、評議員33名の定数等のあり方を検討する。 (イ) 受託事業等で人員基準のない事業については、正規職員退職後の補充を嘱託・臨時職員を配置し、正規職員の削減を検討する。	1 里支所・上甌支所の統合 2 法人職員の人件費等を本所管理 3 本・支所間の介護保険事業の集約、効率化に向け、居宅介護支援事業所の統廃合等介護事業所の集約、効率化 4 受託事業等で正規職員退職後及び異動等の補充の嘱託員配置 5 地域包括支援センター受託に当たっての有資格者の採用	上期	ア 役員数(理事・評議員)について定数の変更について平成23年度の理事会・評議員会の中で、定数減の方向で検討し、理解を得たため、次期理事会において定数の変更について提案する。 理事 16名→12名 評議員 33名→25名	
	イ 事業推進の強化のための有資格者等の育成・採用 介護保険事業及び地域福祉活動事業の充実推進のため、介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士等を優先的に採用し、研修費等助成しながら有資格者の育成を図る。			下期	イ 事業推進の強化のための有資格者等の育成・採用 介護保険事業及び地域福祉活動事業の充実推進のため、介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士等を優先的に採用し、研修費等助成しながら有資格者の育成を図る。

経営改革プラン取組項目		過去の主な取組実績 (平成18～23年度)	平成24年度取組計画	
項目	内容		取組内容	実績
③ 人事・給与制度の確立	ア 社協に応じた新たな人事制度の検討 (ア) 介護保険事業の一部について、介護職員処遇改善交付金の助成を受けるに当たり、平成22年10月から、処遇全般に亘り改善が必要なことから、介護保険事業職員のみならず法人全体の検討を図る。	1 介護保険事業のヘルパー・寮母等を技能労務職に統一 2 19年1月新給与制度の導入「3号昇給に抑制」	上期	イ プロパー職員の人材育成計画及び必要な研修の実施 職種ごとの外部研修へは積極的に参加することとし、社協全体では内部研修を行う。
	イ プロパー職員の人材育成計画及び必要な研修実施 (ア) 経営意識をもった幹部の育成や専門性を伴う相談業務事業、介護保険事業、受託事業、指定管理事業等を推進するために積極的に研修を行う。		下期	・上期に引き続き取り組む。
④ 経営状況等の点検、評価	ア 成果目標を設定した業務評価の仕組みの検討 指定管理施設等における利用者数について、毎年度、増減分析を実施するとともに、自己評価を行う。	1 中小企業診断士による経営診断の実施(平成21年度) 2 指定管理施設等において、毎年アンケート調査を実施	上期	ウ 顧客満足度の調査実施 指定管理施設等において、利用者からの意見や要望等を聞くため、アンケート調査等を実施する。
	イ 第三者機関による外部評価や専門家による経営診断の実施 専門家による経営診断を隔年実施し、診断結果を参考にしながら俯瞰的な視点で地域福祉事業に取り組む。 ウ 顧客満足度調査の実施 指定管理施設等において、率直な利用者からの意見や要望等を聞くため、アンケート調査を実施し、施設の管理に反映させるよう努める。		下期	イ 第三者機関による外部評価や専門家による経営診断の実施する。
⑤ 情報の公表と管理	ア 社協だよりやホームページ等による財務諸表や事業内容などの公表に努める。	1 広報媒体としてブログやホームページ等を開設 2 個人情報保護規程の制定 3 平成23年度事業計画・資金収支予算、平成22年度事業実績・決算状況を社協だよりに掲載し、ホームページでも公表した。	上期	ア 社協だより(年4回)、ぼらんていあ便り(年3回)等により財務諸表や事業内容などの公表に努める。
	イ 市民などからの情報開示請求については、開示申出書に基づき受付、個人情報の開示についての様式により対応を行う。 ウ 個人情報保護法に準じた規程の整備や対策等 個人情報保護法に準じて策定した、社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき対応する。		下期	・上期に引き続き取り組む。
上期				
総括				
下期				
総括				